

動産総合保険のしおり

リース会社では、ご契約者のみなさまに物件をご契約期間中に安心して、ご使用頂けるよう使用中はもちろん、保管中・移動中にかかわる様々な偶然の事故により、この物件に生じた損害を担保する動産総合保険を原則として付保しております。
(ただし、再リース期間中は付保していません。)

1. 保険の対象は

ご契約者のみなさまの営業活動でご使用になる事務用機器、情報関連機器、各種機械設備、店舗設備など物件の動産が保険の対象になります。

例えば・・

- ・ パソコン、事務用機器、放送・通信機器、事務用什器・備品等の情報関連機器
- ・ 工作機械、食品加工機械等の産業機械設備
- ・ 基礎工事・掘削・整地等の土木建設機械
- ・ 医療用機器
- ・ 理化学機器、光学機器
- ・ 商店設備、自動販売機、自動車サービス機器、厨房機器等のサービス機器
- ・ その他の動産

・・等

ただし、次の物件は保険の対象から除外されます。

- ・ 航空機
- ・ 自動車、登録ナンバーのあるフォークリフト等
- ・ プラントー式
- ・ 不動産および不動産に準ずる物件
- ・ 消耗品および物件の確認の困難なもの
- ・ エネルギー関係機器のうち、設置場所・容量につき定めた制限を超える物件
- ・ 日本国外に所在する物件

・・等

2. 保険金のお支払いの対象となる主な場合は

例えば・・

- ・ 火災
- ・ 盗難
- ・ 取扱不注意、誤操作による破損など
- ・ 落雷
- ・ 破裂または爆発
- ・ 台風・暴風等の風災
- ・ 航空機の墜落または接触、もしくは航空機からの物体の落下
- ・ 車輛の衝突または接触
- ・ いたずら、蛮行など
- ・ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災
- ・・等

3. 保険金をお支払いできない場合

例えば・・

- ・ 保険契約者、被保険者もしくは被害者以外の保険金受取人の故意または重過失による損害
- ・ 保険の目的の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- ・ 保険の目的に加工(修理を除きます)を施した場合、加工に着手した後に生じた損害
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動による損害
- ・ 差押、没収、徴発、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害
- ・ 物件の瑕疵による損害
- ・ 物件の磨耗、使用による品質もしくは機能低下、虫害、鼠喰い、性質によるむれ、かび、変質、変色、さび、腐蝕による損害
- ・ 物件が地中・水中にある間、空中に浮遊している間に生じた損害
- ・ 詐欺または横領にかかったことによる損害
- ・ 紛失または置き忘れによる損害
- ・ 地震、噴火もしくはこれらによる津波による損害
- ・ 塗料の剥落、かき傷、すり傷等の単なる外形上の損傷
- ・ 日本国外で生じた事故
- ・・等

※保険の目的が耕工作車、機械、機械設備または装置である場合、保険の対象のうち、次のいずれかに該当する物に生じた損害に対して保険金を支払いません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合もしくは火災、落雷、破裂・爆発または盗難によって損害を受けた場合を除きます。

①ガラス部分

②ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ホースまたはキャタピラ

③バケット、フォーク、ハンマー部分、パイルドライバまたはドリル

④ミキサのブレードまたはライナ

⑤ショベル等の歯または爪に相当する部分

⑥燃料、潤滑油、操作油、冷媒、触媒その他の運転に供せられる資材

⑦その他①から⑥までに類する物

4. 損害保険金の充当は

- ①保険の目的である物件を修理した場合に限り、原則としてリース会社に支払われた損害保険金を限度として、修理代の実費に充当されます。
- ②保険の目的である物件が修理不能の場合には、リース会社に支払われた損害保険金を限度として、規定損害金または債務の弁済に充当されます。

5. 保険事故が発生したときは

保険の目的である物件に事故が発生した場合は、速やかにご連絡ください。

事故物件の状況により、保険会社は損害が生じた保険の目的である物件につき、当該被害物、これらを収容する建物もしくは構内等において、損害の調査やその他必要な事項の事故調査を行いますので、ご協力をお願いすることがあります。

また、修理可能な場合でも、保険会社の承諾を得ないで、この事故調査前に修理をなすことは差し控えて頂くようお願いいたします。

◇保険会社への保険金申請時に、次の書類が必要になります。

	破損	火災	風水害	盗難	落雷	書類取得先	備考
保険事故報告書 (所定書式)	○	○	○	○	○	ご契約者	
保険事故報告 遅延理由書	○	○	○	○	○	ご契約者	事故日が申請日よりも、 6ヶ月以上前に遡る場合に、 ご提出ください。
修理見積書 又は 全損証明書	○	○	○		○	修理業者 メーカー	修理代総額のみではなく、 修理内容・数量・単価の確認 できる修理見積書をご提出 ください。 全損（修理不能）の場合は、 原則、メーカー発行の全損 証明書をご提出ください。
写真	○	○	○		○	ご契約者 修理業者	被害物件の全体像および被害 箇所・被害の程度の分かる 写真を複数枚撮影しご提出 ください。
写真提出不能 理由書	○	○	○		○	ご契約者 修理業者	写真提出が出来ない場合に、 ご提出ください。
契約時納入明細 (写し)	○	○	○	○	○	ベンダー	納入物件が複数ある場合、 ご提出ください。(電話装 置,セキュリティシステム, 防犯システム,等)
罹災証明書		○			○	消防署 市町村役場 気象庁	火災の場合は消防署 水災の場合は市町村役場で 発行されます。 落雷の場合はり災証明書又 は新聞記事・ホームページ 等の落雷の事実を確認でき るものでも可能。

	破損	火災	風水害	盗難	落雷	書類取得先	備考
盗難届出証明書				○		警察署	警察署で発行されます。 発行されない場合は、届出官公署名、届出官名、届出人、届出年月日、受理番号を必ず「保険事故報告書」にご記入ください。
保険事故報告 確認書 (保険事故報告書 付属書類)	○	○	○	○	○	ご契約者	ベンダーリース・ビジネス用クレジットでご契約の場合に、ご提出ください。

(2014.12 改訂)